

令和4年(2022年)9月13日

姫路市長 様

姫路市情報公開審査会

会長 小林 直樹

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年7月22日付けで諮問のあった、下記公文書の公開請求に対して姫路市長が行った非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「申請土地の官民境界協定で、地元立会の『同意書』で、農区（農区長及び農区役員）は、どこの立会いをするのか、明確な指示及びそれに関連する全ての書面」

答 申

1 審査会の結論

令和4年4月18日付けで姫路市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った「申請土地の官民境界協定で、地元立会の『同意書』で、農区（農区長及び農区役員）は、どこの立会いをするのか、明確な指示及びそれに関連する全ての書面」の公文書公開請求に対する非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の概要

- (1) 令和4年4月6日、審査請求人は、「申請土地の官民境界協定で、地元立会の『同意書』で、農区（農区長及び農区役員）は、どこの立会いをするのか、明確な指示及びそれに関連する全ての書面」についての公文書公開請求を行った。
- (2) 令和4年4月18日、道路総務課は、対象公文書を作成、保有していないことを理由に、姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に基づき非公開決定を行った。
- (3) 令和4年5月19日、審査請求人は、姫路市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

3 審査請求人の主張要旨

官民境界協定に係る、地元立会い「同意書」で農区（農区長及び農区役員）は何処に立会いをするのか、不明では立会いとならない為、明確な指示及びそれに関連する書面が存在すると考える。

よって、本件処分の取消しを求める。

4 実施機関の主張要旨

官民境界協定事務は「姫路市公有財産と民有地等との境界協定事務取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき実施しており、要領中にも書面にて指示する条文はなく、また、書面にて申請人又は代理人に対し指示していないため、これに係る公文書を有していない。

このため、請求内容に係る公文書が存在しないことを理由に、条例第10条第2項の規定により公開しないことを決定した本件処分には、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は、理由がないものとして棄却されるべきである。

5 審査会の判断理由

(1) 対象公文書について

審査庁では、以下のとおり調査を行い、審査請求人が主張する明確な指示及び

それに関連する書面が存在しないことを確認している。

ア 処分庁である道路総務課の共有ファイルシステムのデータ、文書管理システム及び庁内通信メールの保存文書の検索を行ったが、該当する書類及び保存データの存在は確認できなかった。また、道路総務課の担当職員への聞き取りを行ったが、該当する書類は存在していないとの回答であった。

イ 道路総務課の公有財産境界協定における事務について、要領第4条第12号の規定により、自治会、農区、水利組合等の利害関係者がある場合においては、同意を求めているところである。

同意に当たっては、申請人又は代理人によって自治会、農区、水利組合等に接触し同意を求めるものと要領で定めているが、立会い箇所等の具体的な事項は個別の案件ごとに異なり、当事者間で話し合っただけが必要があるため、要領では指示書面の作成について定めていないとの道路総務課の主張であった。

審査庁における調査は合理的であり、その結果に矛盾はないことから、本件請求に対し、対象となる公文書が存在しないことを理由とした非公開決定処分に違法又は不当な点はなく、妥当であると認められる。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、官民境界協定に係る、地元立会い「同意書」で農区（農区長及び農区役員）は何処に立会いをするのか、不明では立会いとならない為、明確な指示及びそれに関連する書面が存在するはずであると主張しているが、対象公文書が存在すると考える証拠の提示もなく、審査請求人の憶測に基づく主張と認めざるを得ないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のように判断する。

(参考)

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和4年7月22日	—————	諮問書提出
令和4年8月10日	令和4年度第2回審査会	諮問説明、口頭意見陳述 審査
令和4年8月31日	令和4年度第3回審査会	審査
令和4年9月13日	—————	答申